

# ききょうデイサービスセンター岡谷

## 重要事項説明書

当事業所は、利用者ご本人に対して認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。しかし、介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用が可能な場合があります。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 桔梗会
- (2) 法人所在地 群馬県沼田市横塚町957番地2
- (3) 電話番号 0278-23-8831
- (4) 代表者氏名 理事長 生方 秀二
- (5) 設立年月日 平成2年9月14日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 単独型指定認知症対応型通所介護事業所  
令和3年4月1日 沼田市指令沼高福第13号指定 1090600063

- (2) 事業所の目的

社会福祉法人桔梗会が行う指定認知症対応型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にある者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ききょうデイサービスセンター岡谷
- (4) 事業所の所在地等 群馬県沼田市岡谷町687番地 電話 0278-23-8861
- (5) 事業管理者 上村 聡
- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (7) 開設年月日 平成21年4月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 沼田市
- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	月曜日から土曜日までとする。(定休日:日曜日)
サービス提供時間	8:45 ~ 16:15
受付時間	8:15 ~ 17:15

- (10) 利用定員 12人（介護予防認知症対応型通所介護の利用者を含む。）

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 管 理 者     | 1 名 (生活相談員と兼務)    |
| 2 生 活 相 談 員 | 2 名以上 (うち、1 名は兼務) |
| 3 介 護 職 員   | 2 名以上 (うち、1 名は兼務) |
| 4 看 護 職 員   | 1 名以上             |
| 5 機能訓練指導員   | 1 名以上 (看護職員と兼務)   |

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条) (別紙「利用料金表」参照)

- ①送迎、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、総単位数に10を乗じた額に対して介護保険負担割合証に記載されている割合を除いた部分が介護保険から給付されます。
  - ②介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 加算対象サービスについては、別紙「利用料金表」のとおりです。利用するサービスの適用や実施日等については、ご契約者、介護支援専門員、及び事業所との協議により定められた居宅サービス計画に基づき実施します。

#### (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照) (別紙「利用料金表」参照)

- ① 食事の提供に要する費用をご負担して頂きます。
- ② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ③通常の実業実施区域外への送迎  
通常の実業実施地域 (沼田市) 以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から5km時点とご自宅との間の送迎費用をご負担していただきます。  
※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

#### ④時間延長サービス

サービス提供時間を超えるサービスは緊急等やむを得ない場合に限り以下のとおり対応いたします。  
対応時間：7：45～8：45及び16：15～18：15 (サービス提供時間の8時間を超える部分)  
送 迎：可能な限り、家族送迎でお願いします。

#### ⑤施設内及び施設外特別行事

行事ごとに計画詳細を提示し参加希望を聞いた上で、実費をご負担していただきます。

#### ⑥日常生活費 事前にご用意頂いていない日常生活消耗品等の料金をご負担して頂きます。

#### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

- ① 1か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としとさせていただきますので、所定の用紙でお申し込み下さい。銀行等の場合は原則として毎月19日、郵便局の場合は原則として毎月15日に引落としとなります。
- ② 自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へお振込みください。

- ・ お振込先：群馬銀行沼田支店 普通預金 1501970
- ・ フク) キキョウカイキキョウデイサービスセンターオカヤ
- ・ 名義人：社会福祉法人桔梗会ききょうデイサービスセンター岡谷
- ・ 施設長 堤 佳史

## 5. サービス利用にあたっての留意事項

### (1) 利用日にご持参いただくもの

- ① 介護保険証及び健康保険証（初回及び保険証更新時）
- ② 内服薬及び処置に必要な医療用材料
- ③ 着替え
- ④ ご家族との連絡帳（ほほえみノート）
- ⑤ 必要な介護用品（紙おむつ、紙パンツ、尿パット等）

※ 入浴用タオル、石鹸類、歯ブラシ等は用意してあります。

※ 金銭、貴重品はお持ちにならないで下さい。

また菓子や漬け物等食品類の持ち込み、及び他の利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。

※ 職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

### (2) 喫煙

ベランダの喫煙スペースのみ喫煙ができます。

## 6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者・生活相談員 上村 聡

（TEL）0278-23-8861

（FAX）0278-23-8852

苦情は口頭でも受け付けますが、窓口には「本会あて要望箱」を設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

- ① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※沼田市の場合：沼田市 健康福祉部高齢福祉課介護保険係

〒378-8501 沼田市下之町 888 TEL0278-23-2111

- ② 群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険推進課）

所在地 前橋市元総社町 335-8 電話 027-290-1363 FAX 027-255-5077

## 7. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護及び虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する専任者 相談員 上村 聡

- ② 成年後見制度の利用を支援しています。
- ③ 苦情解決体制は6のとおり、整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発や普及するための研修を実施しています。

## 8. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。又、当施設として、身体拘束を排除していくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

□利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 当施設及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 当施設は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

□個人情報の保護について

- ① 当施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。
- ② 当施設は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 当施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示

の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 10. 緊急時における対応方法

①サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

### 11. 事故発生時の対応

①サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 12. 第三者評価の実施状況について

①実施しておりません。

令和5年4月1日 改正

## ききょうデイサービスセンター岡谷 利用料金表

### 1 居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に1割と記載されている場合）

区分	項 目		金 額
	6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	878円/日
		要介護 2	972円/日
		要介護 3	1,064円/日
		要介護 4	1,159円/日
		要介護 5	1,254円/日
	7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	992円/日
		要介護 2	1,100円/日
		要介護 3	1,208円/日
		要介護 4	1,316円/日
		要介護 5	1,424円/日
加 算	入浴介助加算（Ⅰ）		40円/日
	入浴介助加算（Ⅱ）		55円/日
	若年性認知症利用者受入加算		60円/日
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		20円/回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5円/回
	科学的介護推進体制加算		40円/月
	家族送迎減算		△47円/回
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18円/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6円/日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		本サービスの介護報酬総単位数の10.4%（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		本サービスの介護報酬総単位数の2.4%（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）
介護職員等ベースアップ等支援加算		本サービスの介護報酬総単位数の2.3%（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）	

※なお、介護保険負担割合証に2割又は3割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

### 2 その他の費用

料金の種類	金 額	
通常の事業地域を越えて行う送迎 (沼田市を越えて5km以上から計算)	1キロメートル毎	30円/km

食事の提供に要する費用	昼食（おやつ代含む） 522円/回 (延長利用時の夕食は522円/回)
サービス延長利用（8時間を超える部分） 07:45～08:45、16:15～18:15	250円/30分毎
日常生活費	紙おむつ代 120円/枚 パンツタイプ 150円/枚 尿取りパッド 30円/枚 褥瘡処置用滅菌ガーゼ 15円/枚
特別な行事費	実 費

令和5年4月1日改正